

市税は納期限内に納めましょう

納付場所

1. 吹田市指定金融機関(吹田市役所内)

2. 吹田市収納代理金融機関

(1) 下記の金融機関の本店・支店又は出張所

池田泉州銀行	りそな銀行	北大阪農業協同組合
関西みらい銀行	三井住友信託銀行	近畿労働金庫
紀陽銀行	尼崎信用金庫	
京都銀行	大阪信用金庫	
滋賀銀行	大阪厚生信用金庫	
徳島大正銀行	北おおさか信用金庫	
南都銀行	京都信用金庫	
三井住友銀行	のぞみ信用組合	

(令和7年4月1日現在)

(2) 近畿2府4県(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・

滋賀県・和歌山県)のゆうちょ銀行・郵便局。ただし

指定納付期限を過ぎると取扱いできません。

ご注意

1. 納期限を経過してからお納めになるときは、納期限の翌日から延滞金を本税に加算して納付していただかなければなりません。

延滞金は年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合による金額です。

(1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合です。

(2) 平成26年1月1日以降の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「延滞金特例基準割合適用年」という。)中においては、以下の割合です。

ア. 年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合。

イ. 年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)。

2. 督促状を発付すると、督促手数料がかかります。